

医療法人弘静会 野村医院 訪問(介護予防)リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅にて、理学療法、福祉用具や生活環境の調整・相談を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ることができるよう努めるものとする。また、在宅医療を推進し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 リハ科は、この事業の運営を行うにあたり、主治医の訪問リハビリテーション指示書（以下「指示書」という。）に基づき、リハビリテーション計画書を作成し適切な訪問リハの提供を行う。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問リハを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

事業者名	医療法人 弘静会
事業所名称	野村医院
法人代表者氏名	野村 武
管理者氏名	原 英一
事業所住所	神奈川県横浜市栄区笠間5丁目31番24号
指定番号	1413501319（平成26年4月1日指定）
連絡先	TEL：070-6653-0934 FAX：045-895-4741

(職員体制)

第5条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 常勤医師：1名
- (2) 管理者：理学療法士：1名(兼務)
- (3) 非常勤理学療法士：2名(兼務)

(営業日及び営業時間、提供地域)

第6条 1 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日 (土・日、祝祭日、夏季休暇、年末年始を除く)
営業時間	午前9時から午後6時まで

2 サービス提供地域

横浜市	栄区(全域) 港南区の一部(日野、野庭、港南台地区)
鎌倉市	岩瀬地区

※その他地域は応相談

(訪問リハビリテーションの利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問リハの利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法)

第8条 訪問リハビリテーションの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がケアマネージャーに申し出て、ケアマネージャーよりリハ科へ訪問リハ実施の希望を伝え、診療情報を提供する。その後野村医院院長にて診察を行い、リハ科に交付した指示書により、訪問リハを実施する。
- (2) 訪問リハを提供している期間は、3ヶ月に1度の診察または訪問診療を行う。
- (3) 当院への通院または訪問診療が困難な場合、かかりつけ医からの診療情報提供書を元に院長が指示書を作成する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第9条 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) リハビリテーションの実施
- (2) 福祉用具や生活環境の調整・相談

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 理学療法士は訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。また、重要事項説明書に記載されている緊急連絡先に、速やかに連絡する。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故対応)

- 第11条 1 サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事業計画および年次計画)

第12条 年次計画を含めた事業計画を年度毎に作成し、事務室にて保管する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止)

第14条

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、担当者を置く。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。（年1回以上）
- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(利用料等)

第 15 条

① 訪問リハビリテーション 利用料

【基本料金】

2 級地 10.88 円

項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
訪問リハビリテーション費	308	336 円	671 円	1006 円	1 回につき

【加算額】

項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
サービス提供体制強化加算	6	7 円	13 円	20 円	1 回につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200	218 円	436 円	653 円	3 月以内の期間に行われたもの、週2日以上提供
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	262 円	523 円	784 円	1 週に2日を限度として1日につき
退院時共同指導加算	600	653 円	1306 円	1959 円	当該退院につき1回限り
訪問リハ診療計画未実施減算 (医療機関から退院した場合を除く)	-50	-55 円	-109 円	-164 円	1 回につき
処遇改善加算	—カ月の総単位数に 1.5%を 乗じて算出した額				

② 介護予防訪問リハビリテーション 利用料

【基本料金】

2 級地 10.88 円

項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
介護予防訪問リハビリテーション費	298	325 円	649 円	973 円	1 回につき

【加算額】

項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
サービス提供体制強化加算	6	7 円	13 円	20 円	1 回につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200	218 円	436 円	653 円	3 月以内の期間に行われたもの、週2日以上提供
退院時共同指導加算	600	653 円	1306 円	1959 円	当該退院につき1回限り
予防訪問リハビリテーション 1 2 月超減算	-30	-33 円	-66 円	-98 円	1 回につき
訪問リハ診療計画未実施減算 (医療機関から退院した場合を除く)	-50	-55 円	-109 円	-164 円	1 回につき
処遇改善加算	—カ月の総単位数に 1.5%を 乗じて算出した額				

※利用者負担額 (1 割、2 割、3 割) の計算方法

単位数×10.88 円=〇〇円(1 円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、〇〇円×0.8、〇〇円×0.7(1 円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

例：要介護かつ 1 割負担の利用者様が 40 分の訪問リハビリを週 1 回(月 4 回)受けた場合の基本料金

(308+6)×2×4=2512×10.88=27,330 単位

27330-(27330×0.9)=2733 円

※利用状況により金額が前後する事があります。詳細についてはお問合せ下さい。

③ 介護保険の適用を受けないサービス (自費サービス)

- 介護保険の支給限度額を超えるサービスや適用外のサービスに関しては全額自己負担。
また以下の費用は別途頂戴します。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 事業所のサービス地域範囲外のための交通費 | 実費相当額 |
| (2) 当日の理由・連絡なきキャンセル料 | 2,000 円 |

(相談・苦情対応)

第16条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。苦情の内容等を記録し、その完結の日から2年間保存する。

① 当事業所の窓口

担当：原 英一

電話：070-6653-0934

② 市区町村の相談窓口

横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター） TEL 045-263-8084

横浜市栄区 高齢・障害支援課 045-894-8547

横浜市港南区 高齢・障害支援課 045-847-8454

鎌倉市 高齢者いきいき課 0467-61-3947

③ 県の国民健康保険団体連合会

神奈川県 045-329-3447

0570-022-110(ナビダイヤル)

④ 地域の保健所

横浜市 045-671-4182

鎌倉市 0467-24-3900

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 リハ科は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

変更日：平成29年4月1日

変更日：平成30年6月1日

変更日：平成30年8月1日

変更日：平成30年11月1日

変更日：令和1年10月1日

変更日：令和3年4月1日

変更日：令和7年4月1日

変更日：令和8年4月1日